

第69号議案

滋賀県教育委員会表彰規則の一部改正について

滋賀県教育委員会表彰規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会表彰規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (表彰の事項)</p> <p>第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体につきこれを行う。</p> <p>(1) その職に殉じ功績顕著な者</p> <p>(2) 学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の職員であつて教育振興に尽すいし、その功績特に顕著なもの</p> <p>(3) 県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の職員および市町の職員であつて教育事務に尽すいし、その功績特に顕著なもの</p> <p>(4) 学校その他の教育機関および教育団体であつてその整備および運営が他の模範となり、その業績が顕著なもの</p> <p>(5) 社会教育の振興に尽すいしその業績特に顕著なもの</p> <p>(6) 体育および学校保健ならびに学校給食の推進向上に寄与し、その業績顕著なもの</p> <p>(7) <u>文化財の保存および活用につとめ、その業績顕著なもの</u></p> <p>(8) <u>その他教育委員会において特に表彰の価値があると認めたもの</u></p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (表彰の事項)</p> <p>第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体につきこれを行う。</p> <p>(1) その職に殉じ功績顕著な者</p> <p>(2) 学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の職員であつて教育振興に尽すいし、その功績特に顕著なもの</p> <p>(3) 県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の職員および市町の職員であつて教育事務に尽すいし、その功績特に顕著なもの</p> <p>(4) 学校その他の教育機関および教育団体であつてその整備および運営が他の模範となり、その業績が顕著なもの</p> <p>(5) 社会教育の振興に尽すいしその業績特に顕著なもの</p> <p>(6) 体育および学校保健ならびに学校給食の推進向上に寄与し、その業績顕著なもの</p> <p>(削除)</p> <p>(7) <u>その他教育委員会において特に表彰の価値があると認めたもの</u></p> <p>第3条以下 省略</p>